

C.G.T. TOYOTA

2005.12.14

Valenciennes の労使調停委員会の判決。 TOYOTA は昨日(12月13日)不当解雇に有罪を宣告された。

2003年、2人の仲間がシャーシ(車台)のライン組み立て職場で働いていたが、解雇された。会社の言う理由は2人ともあまりにも度々病欠していたことである。2人とも、裁判に訴えることにした。非常に正しい判決で、彼らは勝ち取った。

CGTはその闘い中に、ずっと支援して来た。

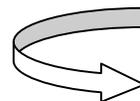
TOYOTAは一人に6810€の損害賠償と500€裁判費用を、もう一人に7000€の損害賠償と500€裁判費用を支払うべきことになった。

もちろん、それだけでは足りないのであるが、フランスの法律は不当解雇された人を職場復帰(再就労)させることを義務付けていない。

そのためには、解雇されないうちに自分を守るようにすべきである。共同で闘うことは、裁判に訴えるよりも効果的でもっと早く解決することが出来るのです。

次のことを皆さんに思い出させたいと思います。病気を治してから仕事へ戻ったら、圧力を加える上司の行動や病人宛の脅かしの文書は違法であること。

このチラシの裏にある文書は2003年、CGTの代表からの苦情に応じて、労働基準監督署からTOYOTA宛ての通告でこれを公表します。



賃金に関する団体交渉について

12月9日の最初の団交の時、会社側は予定通り何も言わなかった。しかし、参加者たちに明らかになったことは、どれほどに会社側が心配して居て、それぞれの職場でストライキが起こることを恐れているかであった。次の交渉は12月15日、13.30PMで、会社がどの位のパン屑を労働者に与えるかを知らせる予定です。私達の賃金は低すぎる。利潤分配の景品は小さくなっていく。月末の暮らしは次の賃金をもらう時まで、益々厳しくなっている。

会社が十分な賃上げを決断しないなら、会社に圧力をかけるために、木曜日からストライキの行動を起こすのは当然でしょう。木曜日、ストライキの行動が起きれば、CGTは支援します。

CGTに連絡するために :

Eric	PECQUEUR	Tel.	06 81 11 28 57	Guillaume	CONNART	Tel.	06 12 68 69 10
Pascal	RODRIGUEZ	Tel.	06 60 87 59 95	Bruno	LECLERCQ	Tel.	06 18 44 91 11
Jérôme	HIRSON	Tel.	06 08 21 73 05	Aymeric	FOUREZ	Tel.	06 67 96 03 74

それぞれの職場で知られているCGTの組合員。